

介護保険施設等における事故等発生時に係る対応について

R6(2024). 12. 1 栃木県保健福祉部高齢対策課

介護保険施設等は、各サービスにおける運営基準や「栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針」等に基づき、**事故発生時には、速やかに市町などに連絡を行うとともに**、利用者の生命・身体の保護のため適切な対応をとらなければなりません。

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、以下のとおり報告してください。

1 事故報告の方法

- 基本的な事故報告の流れは、介護保険サービス事業所の場合は、**事業所→市町（※）→県（高齢対策課）**、特定施設入居者生活介護に該当しない特定施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）の場合は、**施設→県（高齢対策課）**となります。
※ 事業所の所在地と利用者の保険者（市町）が異なる場合は、両方の市町へ報告してください。
- 報告の様式は、市町が独自に定める場合を除き、原則として、別添「**事故報告書**」を使用してください。
- 第1報は、少なくとも報告様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、**事故発生後速やかに、遅くとも5日以内**を目安に提出してください。
- 事故報告書は原則として電子メール等の電磁的方法により提出してください。

2 事故報告の対象範囲

報告の対象となる事故等の範囲は、次のように取り扱うこととしますが、必要に応じて報告先の市町や県に御確認ください。

① サービスの提供による利用者の怪我又は死亡事故の発生（※）

② 食中毒及び感染症、結核の発生

（サービス提供に関連して発生したと認められる場合。なお、関連する法令に届出義務がある場合には、これに従うこと）

③ 職員（従業者）の法令違反、不祥事の発生（利用者の処遇に影響がある場合）

④ 利用者又はその家族等に係る個人情報漏洩の発生

⑤ その他報告が必要と認められる事故等の発生

※ ①の取扱いについて

注1）「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故を含む。

注2）怪我の程度については、**医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものは、原則として全て報告すること。**

注3）事業所側の過失の有無は問わない。利用者の過失によるけがであっても、注2に該当する場合は報告する。

注4）利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生ずる可能性があるときは、市町へ報告する。

3 事故再発防止のための改善策に関する報告

事故が起きてしまったら、同じような事故を繰り返さないためにも、**全職種が参加する職員会議などの機会に原因解明を行うとともに、再発防止策について話し合ってください。**

また、**その検討結果について、事故報告先の市町へ提出**してください。

※ 市町では、事業所からの事故報告を受けて、必要に応じ現地調査を行い、再発防止に向けた指導を行います。

※ 県では、市町を通じて提出された改善報告について、事業所に詳細を確認することがあります。